

令和3年度

事業概要

東京都教職員研修センター

目 次

第 1 総説	
1 令和3年度東京都教員研修計画（R2.12月 東京都教育委員会）	1
2 研修・研究事業計画策定基本方針（H30.10.26 制定）	6
第 2 設置目的及び組織等について	
1 設置条例（H12.12.22 条例第二〇六号）	7
2 所内組織図	8
3 処務規則	9
4 組織目標・方針	13
第 3 予算・決算	
予算・決算	15
第 4 教員研修事業（研修案内に詳細のないもの）	
1 OJTや自己啓発及び研究への支援の充実	17
2 次代を担う人材育成のための多様な取組の推進	20
第 5 行政職員研修事業	
1 研修の目標	21
2 研修の実施方針	21
3 行政職員研修体系	23
4 行政職員研修の概要	24
第 6 施設等	
1 定数及び現員	25
2 施設概要	25
3 東京都教職員研修センター フロア一図	26
4 沿革	29
5 アクセス	29
6 東京都教職員研修センターTwitterについて	30
7 東京都教職員研修センターTwitterアカウントポリシーについて	30

第1 総説

1 令和3年度東京都教員研修計画

(令和2年12月 東京都教育委員会)

はじめに

社会の変化が加速度を増し、学校教育を取り巻く環境は複雑で予測困難となっています。

新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う臨時休校期間中は、ICTを活用したオンライン授業が行われ、学校再開後は、「新しい日常」を踏まえた学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせた教育活動が工夫して実施されています。

東京都教育委員会は、「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」を推進するなど、東京の強みを生かして、子供たち一人一人に着目した質の高い学びを実現するために、新たな「東京型教育モデル」の構築と定着を目指しているところです。

学校教育には、子供たちがこれから時代に対応できる力を育むことが求められており、その役割を果たすためには教員の資質・能力の向上が欠かせません。東京都では、ベテラン教員の大量退職に伴う若手教員の大量採用が続き、経験豊かな教員の指導技術の継承が難しくなっている現状があります。また、教師のICT活用指導力など、時代の変化に対応して求められる資質能力もあり、これまで以上に組織的、計画的な人材育成を行うことが求められています。

東京都教育委員会は、平成20年10月に「東京都教員人材育成基本方針」「OJTガイドライン」「校長・副校長等育成指針」を策定しました。その後、成果と課題を踏まえてそれぞれ改正を加え、「学校管理職育成指針」(平成25年5月改正)、「東京都教員人材育成基本方針」(平成27年2月一部改正)、「OJTガイドライン」(平成27年10月第3版)とし、各職層の教員の計画的な育成を図ってきました。

国においては、平成28年11月に「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が公布され、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に、校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画を策定することが義務付けられました。

東京都教育委員会では、こうした法改正やこれまでの取組を踏まえ、平成29年7月、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定し、教員自らが生涯にわたって、職層や経験に応じて求められる資質の向上に努められるようにしました。令和2年11月には、養護教諭と栄養教諭の指標についても追加策定しました。

東京都教員研修計画は、この指標を踏まえて作成されたものです。本研修計画では、人材育成に関する取組を「OJT」、「Off-JT」、「自己啓発」の三つの手段の目的や意義について整理し、教員研修を総括しています。各学校では、指標や本研修計画を自己申告の面接等の機会に活用し、校長・副校長はもちろん、教員一人一人が資質・能力向上に向けて意識を高め、計画的に研修や自己啓発に取り組んでいただくことを期待しています。

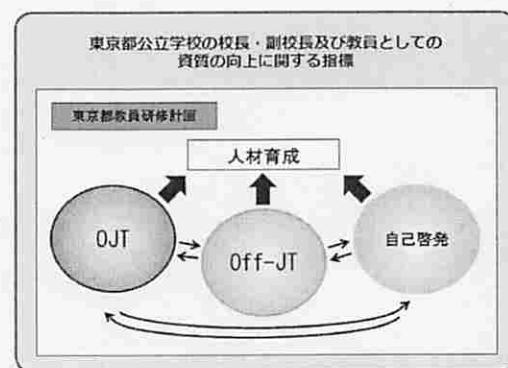
また、各区市町村教育委員会におかれましては、指標や本研修計画を踏まえた研修を企画・運営するなどして、教員のキャリアに応じた人材育成の推進をお願いします。

1 「東京都公立学校長の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」について(略)

2 教員の人材育成について

(1) 教員の人材育成の全体像

教員の人材育成では、「OJT」、「Off-JT」、「自己啓発」の三つの手段があいまってはじめて効果的な育成が可能となります。校長・副校長や主幹教諭等同じ学校に勤務する教員等からの指導はもちろん、教員個人の自己啓発、教員同士の相互啓発が醸成され、互いに高め合う環境をつくることが大切です。教員の「自



ら育つ」意識を引き出し、成長させていけるよう、経験や職層に応じて身に付けるべき力を提示し、将来の展望を明らかにします。

人材育成を図るためには、研修や学校での実務を通した学びや教員自らによる学びとの相互の関連が重要です。また、教員は、Off-JTで学ぶ機会を一つの契機として受け止め、OJTの活性化につなげること、さらには、Off-JTやOJTで学んだことを生かし、自ら学び、自己を高めることができるよう、自己啓発に励むことが重要です。

本教員研修計画では、教員自らが、職層に応じて求められる力を自覚し、「OJT」、「Off-JT」、「自己啓発」を計画的に実施していくことで、指標に挙げられている目標を達成することができるよう示しています（図2）。

（2）「OJT」について

「OJT」とは、「On the Job Training」の略で、「日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組」のことです。

期待される効果としては、いつでも、必要なときに、具体的な指導ができるよう、個々の具体的な業務に即した指導ができること、受ける側の主体性や積極性を尊重し、それらを伸ばすことができること、日常の業務実践を通じて人を育てるため、今日的課題に対応した人材育成が可能になります。

本教員研修計画では、職層別に、求められる資質・能力を身に付けるための主に校内での具体的な場面や行動例を示しています。

（3）「Off-JT」について

「Off-JT」とは、職場以外の研修機関等で学ぶ研修のことです。「Off-JT」の項目例としては、東京都教職員研修センター等における職層研修などの通所研修、教職大学院等への派遣、区市町村教育委員会主催の研修などが挙げられます。

期待される効果としては、幅広い視野を涵養できること、最新・高度な知識や情報を集中的・効率的に収集できること、異なる職層や校種の人々と交流ができるなどがあげられます。

本教員研修計画では、職層別に、求められる資質・能力を身に付けるための具体的な場面や研修例を示しています。

なお、東京都教職員研修センターが行う研修については、ホームページに研修案内が掲載されています。

（4）「自己啓発」について

「自己啓発（Self-Development）」は、教員としての資質・能力を向上させるために、課題意識をもって様々な研さんと修養に自ら励むことです。

「自己啓発」の項目例としては、興味・関心をもつ領域への自己研さんなどが挙げられます。

期待される効果としては、自らが興味・関心をもつ領域について、書物を読んだり、セミナーに参加したりすることを通して、知識や経験を増やし自己研さんすることで、そこで得られた知識・技能等を児童・生徒の教育やOJTを通じて還元できることが挙げられます。

本教員研修計画では、教員としての資質・能力の向上を図る自己啓発例を示しています。

3 教員研修計画の活用について

(1) 教員の学びを子供の指導につなげる

学習指導要領(平成 29、30、31 告示)では、各教科等で育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から指導の在り方を見つめ直して授業改善を行い、より質の高い学びを実現させてくことが求められます。

さらに、GIGAスクール構想の加速により、各学校における一人一台端末環境が整備される中、ICTの活用によって「一人一人の力を最大限に伸ばす学びの充実」も求められています。

ア 自分自身を高めるために

教員は常に、自己を向上させ成長し続けていくことが求められます。自分には今どのような力が身に付いているのか、これからどのような力を身に付ける必要があるのか、それらをしっかりと見つめ、自己を磨き、高めていくことが期待されます。

以下に、教員研修計画の教員個人の活用例を示します（図3）。

職層に応じて……

例 1 私は教職6年目の教諭です。主任教諭になることを視野に入れ、学級や学年だけでなく、学校全体の生活指導の在り方について提案できるよう、生活指導に関する知識や指導力を向上させていこうと考えています。

◆「教員研修計画」で現在の自分が身に付けるべき力を確かめる。
◆教員としての自らの「次のステージ」を意識して、今から身に付けていくべき力を意識する。

課題や目標に合わせて……

例 2 私は教職10年目の主任教諭です。教科指導についての専門性を向上させるために、都の研究指定校の発表会に積極的に参加しています。さらに今年度からは、管理職と相談し、教科の研究団体の研究会に、毎月1回参加することにしました。

◆「教員及び教育管理職としての専門性向上に関するもの」を参照し、自らの課題解決に資する資料や情報を得る。
◆教科等の研究団体の活動に参加したり、発表会等を開きに行ったりして、先進的な取組に触れる。

図3

イ 組織の力を高めるために

学校全体で教育活動に取り組む組織としての力を向上させるには、各教員の職層や能力、学校としての課題、保護者や地域の願いなどに応じて、計画的にOJTやOff-JTを推進していくことが大切です。管理職を中心に、ICTを活用しながら、校内研修や研究活動に積極的に取り組むことが求められます。

以下に、教員研修計画の組織としての活用例を示します（図4）。

学校の課題や教員の職層等に応じて……

例 3 私が校長を務める学校は、「子供たちの豊かな心を育む」ことを、教目標の重点項目にしています。今年度は、教員一人一人の道徳の授業力向上を校内研修のテーマに設定しています。また、来年度は全校体制で研究活動に取り組みたいと考えています。

◆主幹教諭や研究主任を東京都教育委員会研究推進団体等の研究発表会等に参加させ、校内で共有する。
◆教育委員会と相談し、研究指定校や拠点校等に応募して、全校体制での研究活動を推進する。

図4

(2) 「マイ・キャリア・ノート」を活用した研修計画作成の支援

「マイ・キャリア・ノート」は、教員一人一人が自身の研修履歴を確認し、研修計画を主体的に立てることにより、課題をもって自律的に研修に臨み、時代の変化や自己のキャリアステージで求められる資質・能力を生涯にわたって高めていく力を身に付ける支援を目的としています(図5)。

また、研修動画を配信し、教員が時間、場所を選ばずに視聴することも可能となっています。

教員が自らのキャリアを計画する際に活用するとともに、管理職においても、当該教員に求められる資質・能力を意識しながら、人材育成に取り組むことで、一人一人の教員の職務遂行能力を向上させ、学校全体として質の高い教育を提供することが期待されます。

**自らのキャリア計画・研修計画を立案するための
「マイ・キャリア・ノート」の活用**

◆各自が学校・自宅パソコン又はスマートフォン等から
個人用の「マイ・キャリア・ノート」へログイン
※ログインに必要なIDとパスワードは学校の管理職から通知されます。



マイ・キャリア・ノートでできること

研修履歴等の確認

- 過去に受講終了した研修の確認ができます。

研修動画の視聴

- 各課の指導や喫緊の教育課題の解決に資する研修動画の視聴ができます。

研修等の案内

- 教職経験年数や職層に応じて、年次研修やキャリアアップに関する案内をします。

研修の検索・申込等

- 研修講座を検索し、受講を申し込むことができます。
- 研修受講状況の確認ができます。

研修関連文書、リーフレット等の閲覧

- 研修等に関連する文書の閲覧ができます。
- 東京都教育委員会が作成したリーフレット等の閲覧ができます。

指導教諭による模範授業、東京教師道場部員による授業公開の参加申込

- 指導教諭による模範授業、東京教師道場部員による授業公開への参加登録等を管理職から行えます。

図5

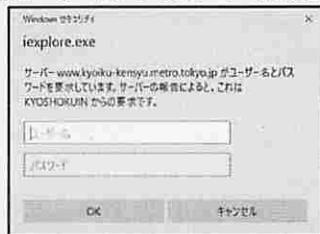
東京都教職員研修センターのホームページ（教職員専用ページ）

東京都教職員研修センター
Tokyo Metropolitan School Personnel In-Service Training Center

音声読み上げ 文字サイズ 大 中 小
サイトマップ

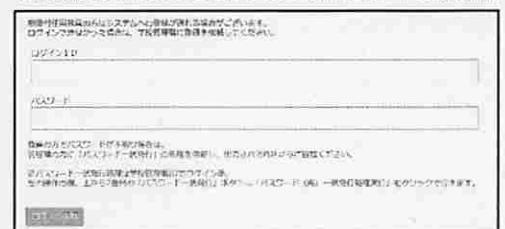
TOP ホーム 総合案内 センター紹介・お問合せ 都民の皆さんへ

ここをクリックし、マイ・キャリア・ノートへ遷移します。
(共通のユーザー名、パスワードの入力要求画面)



※ユーザー名とパスワードは東京都の全教職員共通です。

ここをクリックします。
(研修受講申込受付システムのログインID、パスワードの入力画面)



※研修受講申込受付システムのパスワードは
学校の管理職が発行することができます。

图 5

2 研修・研究事業計画策定基本方針（平成30年10月26日制定）

東京都教育委員会は、平成20年に策定した「東京都教員人材育成基本方針」（平成27年2月一部改定）等に基づき、教員養成課程を有する大学と緊密に連携しながら、教員研修の充実を図ってきました。

また、平成29年4月に施行された「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」に基づき、東京都教員育成協議会を設置し、平成29年7月に「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下「指標」という。）を策定しました。さらに、同年10月には、「指標」に基づき毎年度定める「東京都教員研修計画」（以下「教員研修計画」という。）を策定する等、法改正を踏まえ、その趣旨を具現化するための取組を推進しています。

1 東京都教職員研修センターの役割

東京都教職員研修センター（以下「研修センター」という。）では、研修センター設置条例、研修センター処務規則等に基づき、教員養成段階を含め、教職員生活全体を通じた資質・能力の向上に資する研修や、直面する教育課題の解決に資する調査研究等を行い、東京都における教育の充実・振興を図っています。

2 本基本方針の位置付け

研修センターは、職層や経験に応じた研修を計画的に行うとともに、教員の専門性を高める研修や教育課題に対応した研究を行っています。研修センターには、このような研修・研究事業を通して、東京の将来を見据えた教育に関する取組の改善・充実を図る役割が求められています。

そこで、今般の学習指導要領の改訂や教員の働き方改革の動向等を踏まえ、今後の研修センター事業の中・長期的な視点からの方向性を示すために、本方針を改定することとしました。

3 これからの時代に求められる研修企画の工夫改善

「教員研修計画」では、人材育成の三つの手段である「OJT」、「Off-JT」、「自己啓発」を計画的に実施することを示しています。研修センターは、この「教員研修計画」の趣旨を踏まえながら、教員の研修（Off-JT）に関する事業を着実に企画・実施していきます。

とりわけ、研修の企画に当たっては、授業及び学習指導におけるICTの利活用、特別支援教育、外国語教育、道徳教育の一層の推進等、新たな教育課題に対応した研修を展開していきます。加えて、学習指導要領の改訂を受けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等に資する研修や教科等間の関連及び各学校段階間の円滑な接続に配慮した研修を企画していきます。

また、研修の在り方や手法についても見直しを行い、主体的・協働的な学びの要素を含んだ演習や協議等の方法を積極的に取り入れて実施していきます。このことにより、受講者である教職員が、研修内容をより深く理解し、学校における指導の改善等につなげができるようになります。

さらに、「学校における働き方改革推進プラン」を踏まえ、ICTを活用したWeb研修やサテライト方式による研修の導入等、効率的で効果的な研修方法の工夫改善を図っていきます。

4 教育課題に対応する先駆的な研究の実施と普及・還元

新たな時代に向け、学校の抱える課題は、複雑化・困難化するだけでなく、拡大し、多様化しています。また、学習指導要領の改訂に伴う学校の教育活動の改善や様々な教育課題等、学校が早期に対応したり、解決が迫られたりするものが数多くあります。

研修センターでは、これらの課題解決や対応に向けた取組を支援する研究を実施していきます。その上で、研究成果を、各学校における校内研究等OJT活性化の支援をするために情報提供し、研修センターが実施する研修との関連を図っていきます。

5 学び続ける教員の自己啓発支援の充実

教員一人一人が、自己の研修の計画を主体的に立案するためのICTツール「マイ・キャリア・ノート」の充実を図ります。教員が「マイ・キャリア・ノート」を通じて確認することができる研修履歴と「指標」とを参考にしながら、自ら課題をもって自律的に研修に臨めるようにするための支援をしていきます。

また、「マイ・キャリア・ノート」の、eラーニングや動画視聴等ができる環境を充実させ、教員の自己啓発を支援していきます。これらの取組を通して、教員一人一人が時代の変化や自らのキャリアステージで求められる資質・能力を生涯にわたって高めていく力を身に付けることができるようになります。

第2 設置目的及び組織等について

1 設置条例

東京都教職員研修センター設置条例

平成一二年一二月二二日
条例第二〇六号

(設置) 第一条 東京都における教育の充実及び振興を図るため、東京都教職員研修センター(以下「研修センター」という。)を東京都文京区本郷一丁目三番三号に設置する。

(平一七条例一四〇・一部改正)

(事業) 第二条 研修センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 公立学校の教職員(以下「教職員」という。)の研修に関すること。
- 二 東京都教育委員会の任命に係る職員(教職員を除く。)の研修に関すること。
- 三 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- 四 教育に関する資料の収集及び活用並びに教職員に対する研究相談に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(平一七条例一四〇・一部改正)

(職員) 第三条 研修センターに事務職員その他必要な職員を置く。

(平一七条例一四〇・旧第四条繰上)

(委任) 第四条 この条例の施行について必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

(平一七条例一四〇・旧第五条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

(東京都立教育研究所及び東京都立多摩教育研究所設置条例等の廃止)

2 次の条例は、廃止する。

一 東京都立教育研究所及び東京都立多摩教育研究所設置条例

(昭和三十九年東京都条例第百十一号)

二 東京都総合技術教育センター設置条例

(平成八年東京都条例第三十二号)

附 則

(平成一七年条例第一四〇号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

所内組織図



3 処務規則

東京都教職員研修センター処務規則

平成一三年三月三〇日
教育委員会規則第六号

(目的) 第一条 この規則は、東京都教職員研修センター(以下「研修センター」という。)の組織等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(分課) 第二条 研修センターに次の部及び課を置く。(P34 別添参照)

(平一八教委規則六・全改、平二八教委規則一〇・一部改正)

(分掌事務) 第三条 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。(P34 別添参照)

(平一八教委規則六・全改、平一九教委規則一七・平二〇教委規則四九・平二五教委規則四・平二六教委規則三・平二九教委規則一二・一部改正)

(職) 第四条 研修センターに所長を、部に部長及び主任指導主事を、課に課長を置く。

2 課に統括指導主事を置くことができる。

3 課に課長代理を置くことができる。

4 課に指導主事を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、必要な職を置く。

(平一六教委規則二八・一部改正、平一八教委規則六・旧第五条繰上・一部改正、平二七教委規則一五・一部改正)

(職員の職責) 第五条 所長は、東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の命を受け、研修センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 部長は、所長の命を受け、部の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、部長の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 主任指導主事は、部長の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理する。

5 統括指導主事は、課長の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理する。

6 課長代理は、課長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、担任の事務の執行状況につき隨時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

7 指導主事は、課長又は統括指導主事の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理する。

8 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担任の事務に従事する。

(平一六教委規則二八・一部改正、平一八教委規則六・旧第六条繰上・一部改正、平二七教委規則一五・平二八教委規則一〇・一部改正)

(所長の決定対象事案) 第六条 所長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 研修センターの運営方針に関すること。

二 部長の出張、研修命令及び休暇に関すること。

三 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。

四 重要な告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(平一八教委規則六・旧第七条繰上)

(部長の決定対象事案) 第七条 部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長の出張、研修命令及び休暇に関すること。

二 職務上の秘密に属する事項の発表に関すること。

三 百万円以上二千万円未満の教育財産の取得の申出及び公用廃止に関すること。

四 非常勤職員の任免、報酬及び費用弁償に関すること。

五 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案(所長の指定する事案を除く。)。

六 重要な告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案(所長の指定する事案を除く。)。

(平一八教委規則六・旧第八条繰上)

(課長の決定対象事案) 第八条 課長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする

一 課長代理の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事。

二 所属職員の事務分掌、出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事(課長代理の権限に属するものを除く。)。

三 百万円未満の教育財産の取得の申出及び公用廃止に関する事。

四 報告、答申、進達及び副申に関する事(重要な事項に関するものを除く。)。

五 告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事(重要なものを除く。)。

六 諸証明に関する事。

七 文書の受理に関する事。

(平一八教委規則六・旧第九条繰上、平二七教委規則一五・一部改正)

(課長代理の決定対象事案) 第八条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする

- 一 課長代理の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関すること。
- 二 所属職員の事務分掌、出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関すること(課長代理の権限に属するものを除く。)。
- 三 百万円未満の教育財産の取得の申出及び公用廃止に関すること。
- 四 報告、答申、進達及び副申に関する事項(重要な事項に関するものを除く。)。
- 五 告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮詢及び通知に関する事項(重要なものを除く。)。六 諸証明に関する事項。
- 七 文書の受理に関する事項。

(平二七教委規則一五・追加)

(報告) 第九条 所長は、毎月次に掲げる事項について、教育長に報告しなければならない。

- 一 前月分の職員の勤務状況
- 二 前月分の事務の処理状況の概要
- 2 前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項は、その都度教育長に報告しなければならない。

(平一八教委規則六・旧第十条繰上)

(処務細則) 第十条 所長は、あらかじめ教育長の承認を得て、研修センターの処務細則を定めることができる

(平一八教委規則六・旧第十二条繰上)

(準用) 第十一条 この規則に定めるものを除いては、東京都教育委員会事案決定規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令甲第五号)を準用する。

(平一八教委規則六・旧第十二条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(東京都立教育研究所及び東京都立多摩教育研究所処務規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 東京都立教育研究所及び東京都立多摩教育研究所処務規則(昭和四十一年東京都教育委員会規則第二十三号)

二 東京都総合技術教育センター処務規則(平成八年東京都教育委員会規則第二十八号)

附 則

(平成一四年教委規則第六号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

(平成一六年教委規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一八年教委規則第六号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

(平成一九年教委規則第一七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

(平成二〇年教委規則第四九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(平成二五年教委規則第四号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

(平成二六年教委規則第三号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

(平成二七年教委規則第一五号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

(平成二八年教委規則第一〇号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

(平成二九年教委規則第一二号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

別添

企 画 部	総務課 <ul style="list-style-type: none"> 1 研修センター運営の企画及び連絡調整に関すること。 2 研修センターの所属職員の人事及び給与に関すること。 3 研修センターの公文書類の収受、発送、編集及び保存に関すること。 4 研修センターの会計事務に関すること。 5 研修センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 6 東京都教育委員会の任命に係る職員(教育職員(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。以下同じ。)を除いた者をいう。)の研修の企画及び実施に関すること。 7 研修センター内の取締りに関すること。 8 研修センター内他の部及び課に属さないこと。
	企 画 課 <ul style="list-style-type: none"> 1 研修センターの事業の総合計画及び総合調整に関すること。 2 教育職員の研修及び研究の調整、評価及び進行管理に関すること。 3 研修訪問に関すること。 4 認定研修団体及び認定講師に関すること。
研 修 部	教育経営課 <ul style="list-style-type: none"> 1 教育管理職(校長、副校長、教頭その他これに準ずる職にある者をいう。以下同じ。)の研修に関すること。 2 教育管理職の候補者の研修に関すること。 3 指導主事の研修に関すること。 4 主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教育職員の主任の研修に関すること。 5 指導力不足等教員及び服務事故再発防止の研修に関すること。 6 その他職層研修に関すること。 7 部内他課に属さないこと。
	授業力向上課 <ul style="list-style-type: none"> 1 東京都若手教員育成研修(初任者研修及び新規採用教員の研修を含む。)に関すること。 2 東京教師道場に関すること。 3 中堅教諭等資質向上研修に関すること。 4 その他学校の授業力向上の研修に関すること。
教 育 開 発 課	専門教育向上課 <ul style="list-style-type: none"> 1 教科等の研修に関すること。 2 教育課題の研修に関すること。 3 学校教育相談の研修に関すること。 4 特別支援教育の研修に関すること。 5 派遣研修に関すること。 6 産業教育、情報教育及び進学対策の研修に関すること。 7 その他教育職員の専門的分野の研修に関すること。
	教育開発課 <ul style="list-style-type: none"> 1 カリキュラム及び教材情報に関すること。 2 教育課題研究に関すること。 3 人権教育に関すること。 4 教員研究生に関すること。 5 東京教師養成塾に関すること。

4 組織目標・方針

令和3年度 東京都教職員研修センター組織目標・方針

I 東京都教職員研修センター組織目標

東京都教職員研修センターは、養成段階を含めた教職員生活全体を通じて、教職員等の資質・能力の向上や専門性の高度化を図るために研修・研究事業を推進し、東京都における教育の充実・振興に努める。

II 東京都教職員研修センター組織方針

<基本方針>

- 「東京都教育施策大綱」を踏まえ、「東京の目指す教育」としての「誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望をもって、自ら伸び、育つ教育」の実現に向け、社会の変化に柔軟に対応し、前向きに学び続けることができる教員を育成する。
- 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員の資質の向上に関する指標」を踏まえて策定した「東京都教員研修計画」に基づき、教員一人一人のキャリアに応じて求められる資質・能力の向上に資する研修・研究事業を実施する。
- 「東京都職員人材育成基本方針」、「教育庁人材育成基本方針」、「都庁組織・人事改革ポリシー」、「東京都人事交流指針」及び「東京都職員研修基本計画」を踏まえて策定した「教育庁等職員及び学校事務職員等研修実施計画」に基づき、職員の職務能力の向上に資する研修を実施する。
- 学校等におけるOJTの推進及び教職員等の自己啓発への支援を図る。

<運営方針>

- 教員等として求められる力を育成する多様な研修機会の提供を行うとともに、「マイ・キャリア・ノート」の一層の活用により、教員の自己啓発等を推進し、効率的・効果的な研修を実施する。
- 行政職員に対して、都政を担う気概を涵養するとともに、職務遂行のための知識を付与し、様々なステージで通用する「東京都のプロ職員」としての資質・能力の向上に取り組む。
- 東京都の教育を牽引する教職員を育成するための研修等を構築及び運営できるよう、研修センター職員の資質・能力の向上を図る。
- デジタルトランスフォーメーションの整備やサステナブル・リカバリーの視点を踏まえた指導など、社会の動向や都政全体の動きを視野に入れて研修・研究各事業の効果的・効率的な執行と業務の精選を図り、スピード感をもって、積極的な取組を行う。
- 事業計画を策定するにあたり、各事業の目的、内容及び必要性の徹底した検討を行い、スクラップ&ビルドと、研修の内容及び方法の見直しとを行う。
- 教職員及び教職員研修センター職員の双方の各種事務処理に係る負担の軽減を図るとともに、研修受付における「はんこレス」の徹底など、ICTを積極的に活用し、効率的な事業運営を図る。
- 情報セキュリティ対策を遵守するとともに、個人情報の適切な管理を徹底する。
- 新型コロナウイルス感染症への対策等、緊急に発生した課題に迅速かつ的確に対応するため、部や課の連携をより強化し、一体的な組織運営を推進する。

- テレワークや年次有給休暇の計画的な取得の推進等を通じて、通勤時間や時間外勤務の縮減等を図り、職員がライフ・ワーク・バランスを保ち心身の健康を保持できる職場環境を構築する。
- ハラスメントの未然防止に努め、所員誰もが安心して自らの力を発揮し、職務に邁進することができる職場環境を構築する。

第3 予算・決算

1 予算概要（令和3年度）

(単位：千円)

区分	予算額			備考
	3年度	2年度	増△減	
管理運営	245,027	223,087	21,940	教職員研修センターの管理運営等
研修センターのICT化	31,233	23,932	7,301	タブレット端末の整備、効果測定等システムの運用
建物維持管理	95,823	105,823	△10,000	教職員研修センターの建物維持管理費
指導施設管理費計 (a)	372,083	352,842	19,241	
東京都若手教員育成研修	74,999	95,147	△20,148	若手教員1・2・3年次研修、新規採用養護教諭等研修
経験者研修等	19,647	19,654	△7	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ
研修動画配信システム	0	3,300	△3,300	産育休教員等に対して、研修講義の動画を配信
Web研修用動画の制作・配信	13,703	19,465	△5,762	研修動画の作成・配信による教員支援の充実等
職層研修	24,556	23,176	1,380	教育管理職研修、主幹教諭・指導教諭研修、主任教諭研修等
専門研修	12,103	24,458	△12,355	教科等・教育課題研修、学校教育相談研修等
調査研究	7,150	24,750	△17,600	教育に関する調査研究、人権教育に関する資料収集等
育成研修	38,810	26,309	12,501	指導力不足等教員に対する研修、特別支援コーディネータ養成
東京教師道場	118,993	99,013	19,980	授業研究を通して2年間で授業力を向上
教職大学院派遣研修	22,891	22,891	0	教育管理職候補者・現職教員を教職大学院へ派遣
「東京教師養成塾」の運営	77,054	75,568	1,486	小学校等教諭を希望する大学生を高い志をもった教師に養成
都立高等学校海外留学等支援事業	551,801	602,734	△50,933	毎年度200人規模で都立高校生の海外留学を支援
指導研修費計 (b)	961,707	1,036,465	△74,758	
教育指導奨励費計 (a+b)	1,333,790	1,389,307	△55,517	
行政職員研修	20,527	22,737	△2,210	学校事務職員、教育庁事務局職員の実務・人権研修
教育管理費計	20,527	22,737	△2,210	
教職員研修センターの施設整備	322,140	460,951	△138,811	自火報盤、入退室管理装置の改修工事等
施設整備費計	322,140	460,951	△138,811	
教職員研修センター予算総計	1,676,457	1,872,995	△196,538	

注) 建物維持管理には、東部学校経営支援センターの施設維持費を含む。

2 決算概要（令和2年度）

(単位:千円)

項目	予算(A)	決算(B)	不用額(A-B)	執行率(B/A)
管理運営	223,087	195,802	27,285	87.8%
教職員研修事業	236,259	121,347	114,912	51.4%
東京教師道場	99,013	87,483	11,530	88.4%
教職大学院派遣	22,891	22,891	0	100.0%
教師養成塾	75,568	72,330	3,238	95.7%
次世代リーダー育成プログラム	602,734	331,839	270,895	55.1%
教職員研修センターのICT化	23,932	21,318	2,614	89.1%
計	1,283,484	853,010	430,474	66.5%

第4 教員研修事業（研修案内に詳細のないもの）

1 OJTや自己啓発及び研究への支援の充実

1 研修訪問（島しょ教育特別支援教育ブロック研修を含む）（企画課）～令和3年度事業実施計画～

（目的） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、指導主事が、都立学校や区市町村教育委員会からの指導、助言又は援助の依頼に応じ、教育に関する事務（教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱い、研究集会及び講習会の処理、学校運営など）の適正な処理を図るために学校訪問を行う。

（対象） 都内公立学校

- （内容）
- ・各教科等に関する授業改善及び授業力向上
 - ・児童・生徒理解に焦点を当てた指導
 - ・学校等の研修・研究への支援
 - ・東京都教育委員会の教育施策等の普及・推進等

2 講師認定事業（企画課）～令和3年度事業実施計画～

（目的） 教育課題及び教科等の指導に高い専門的知識・技能を有する教職員を教員研修のための講師として認定し、校内研修等を支援・活性化するとともに、東京都公立学校教員のモラル及び資質・能力の向上を図る。

（対象） 都内公立学校の全教職員

（内容）

- ・認定
研修及び研究の分野で顕著な実績を有し、教員研修のための講師としての適格性を持つ者を都立学校長及び区市町村教育委員会から推薦を受け、教職員研修センターが適格性を判断し、認定講師として認定する。

・派遣
校内研修や区市町村教育委員会等が主催する研修では、認定講師の派遣を、認定講師の所属長宛てに依頼することができる。

・報告
認定講師は、研修終了後、所属長へ訪問報告書を提出し、所属長は、教職員研修センターへ提出する。また、年2回、同様に活動報告書を提出する。

3 教育課題研究（教育開発課）～令和3年度事業実施計画～

（目的） 「東京都教育施策大綱」や「東京都教育ビジョン（第4次）」を踏まえ、東京都教育委員会の教育目標や基本方針に示された教育課題の解決に資する研究を行う。また、研究紀要や指導資料等を作成し、学校等へ配布するとともに、研究発表会の開催やWebページへの掲載、教科等・教育課題研修での活用などを通して、研究成果の普及・啓発を図る。

（対象） 東京都公立学校教職員

- （内容）
- ・いじめ防止等の対策を推進する研究（2年次）－東京都公立学校におけるいじめ対策の現状把握と「保護者・地域啓発プログラム」の開発－
 - ・自尊感情や自己肯定感に関する調査研究（2年次）－各校種における授業モデルの開発を目指して－
 - ・小・中学校に関する学習用デジタル教科書の研究（1年次）

4 教員研究生(教育開発課)～令和3年度事業実施計画～

- (目的) 教育課題の研究に熱意をもつ東京都公立学校の教員を東京都教職員研修センターに派遣し、学校経営力や学習指導力等についての高い専門性を備え、指導的役割を担う学校教育のリーダーの育成を図る。
- (対象) 幼・小・中・都立学校教諭等
- (内容)
- ・教育課題研究会の開催
 - ・カリキュラム開発研究会の開催
 - ・全体研修会の開催
 - ・所属課における実務研修の開催

5 教育資料閲覧室・教科書センター(企画課)～令和3年度事業実施計画～

- (目的) 研究紀要・報告書、教科書、教育関連雑誌など、教育に関する資料を収集・整理し、東京都公立学校教職員や教育に関する研究を目的とする一般利用者の利用できるようにする。
- (対象) 東京都公立学校教職員
教育に関する研究を目的とする一般利用者
上記以外にセンター所長が利用を認めた者
- (内容)
- ・開室日及び時間
 - 開室日は月曜日から金曜日までの平日（「国民の祝日に関する法律に関する法律」）に定める休日並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）
 - 開室時間は午前10時から午後5時30分まで
 - ・閲覧できる資料閲覧できる資料
 - 研究紀要・報告書・教科書（小学校、中学校、高等学校、特別支援）・教育関係図書
 - 教育関連雑誌・新聞（全国紙6紙・教育関係新聞等）

6 人権教育資料センター(教育開発課)～令和3年度事業実施計画～

- (目的) 東京都における人権教育の充実を図るために、人権教育資料センターにおける資料収集及び人権教育ビデオ教材等の貸出の業務を通して、都内学校関係者等の授業及び研究・調査等を支援する。
- (対象) 東京都公立学校教職員
- (内容)
- ・東京都における人権教育の振興と充実を図るため、人権課題（※1）に関する資料収集及び課題ごとの整理
 - （※1）東京都人権施策推進指針で新たに示されたもの
 - ・同和問題をはじめ東京都における人権課題に関するビデオ教材等及び図書の貸出
 - ・人権教育に関する研修における広報活動
 - ・人権教育に関わる教育庁各部署等との連携による広報活動

7 人権教育に関する研修（教育開発課）～令和3年度事業実施全体計画～

- (目的) 学校における人権教育の効果的な推進に必要な知識の獲得及び教職員に求められる人権感覚を養う研修を実施する。
- (対象) 東京都公立学校教職員
- (内容) センター各課主催の研修及び都教委訪問モデルプラン 12「人権教育の推進」
・人権感覚を高め、授業や研修で活用できる研修（モデルプラン）の充実
・受講者のニーズ及び対象者の状況に即した研修プログラムの実施
・参加体験型研修の実施
・人権教育プログラム（学校教育編）の活用及び人権教育資料センターに所蔵するDVD等の視聴、資料紹介

8 東京都教育委員会研究推進団体支援事業（企画課）～令和3年度事業実施計画～

- (目的) 東京都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性育成に資する研究活動を行う東京都教育委員会研究推進団体に対し、研究活動の促進、研究活動の支援及び研究成果の普及を図る。
- (対象) 東京都教育委員会が認定した東京都教育委員会研究推進団体
- (内容) ・東京都教育委員会研究推進団体の研究活動の促進ため、研修センターの研修室を貸出しする。
・東京都教育委員会研究推進団体が主体的に実施する研修の研究会を活性化するため、研修センターのウェブページに研究推進団体の運営するウェブページをリンクし紹介する。

2 次代を担う人材育成のための多様な取組の推進

1 東京教師養成塾（教育開発課）～令和3年度事業実施計画～

(目的) 教員を養成している大学、学校経営支援センター及び区市町村教育委員会と連携し、実践的な指導力や社会性を身に付けた人材を養成する。

(対象) 東京教師養成塾連携大学として協定を締結している大学の3年生及び大学院生150人

(内容) 年間40日以上の特別教育実習、教科等指導力養成講座、自宅での動画視聴による講座、オンライン英会話等を実施する。

2 次世代リーダー育成道場（教育開発課）～令和3年度事業実施計画～

(目的) 事前研修や海外留学を通して、将来、様々な分野で活躍し、日本や東京の将来を担う人材を育成する。

(対象) 都立中学校、都立中等教育学校及び都立高等学校に在籍する生徒 200人

(内容) 事前研修で、英語実践演習、講義、個人研究、日本の歴史、伝統・文化に関する学習等を行い、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した後、英語圏の国で約11か月の留学を行う。

留学先では、ホームステイをしながら現地の高校に通学し、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

また、留学後の事後研修として、成果報告会、個人研究の発表、英語能力試験等を実施する。

第5 行政職員研修事業

東京都教職員研修センターでは、教育庁や都立学校、小中学校に勤務する、新任から管理職までの行政職員の局研修を企画・実施している。

1 研修の目標

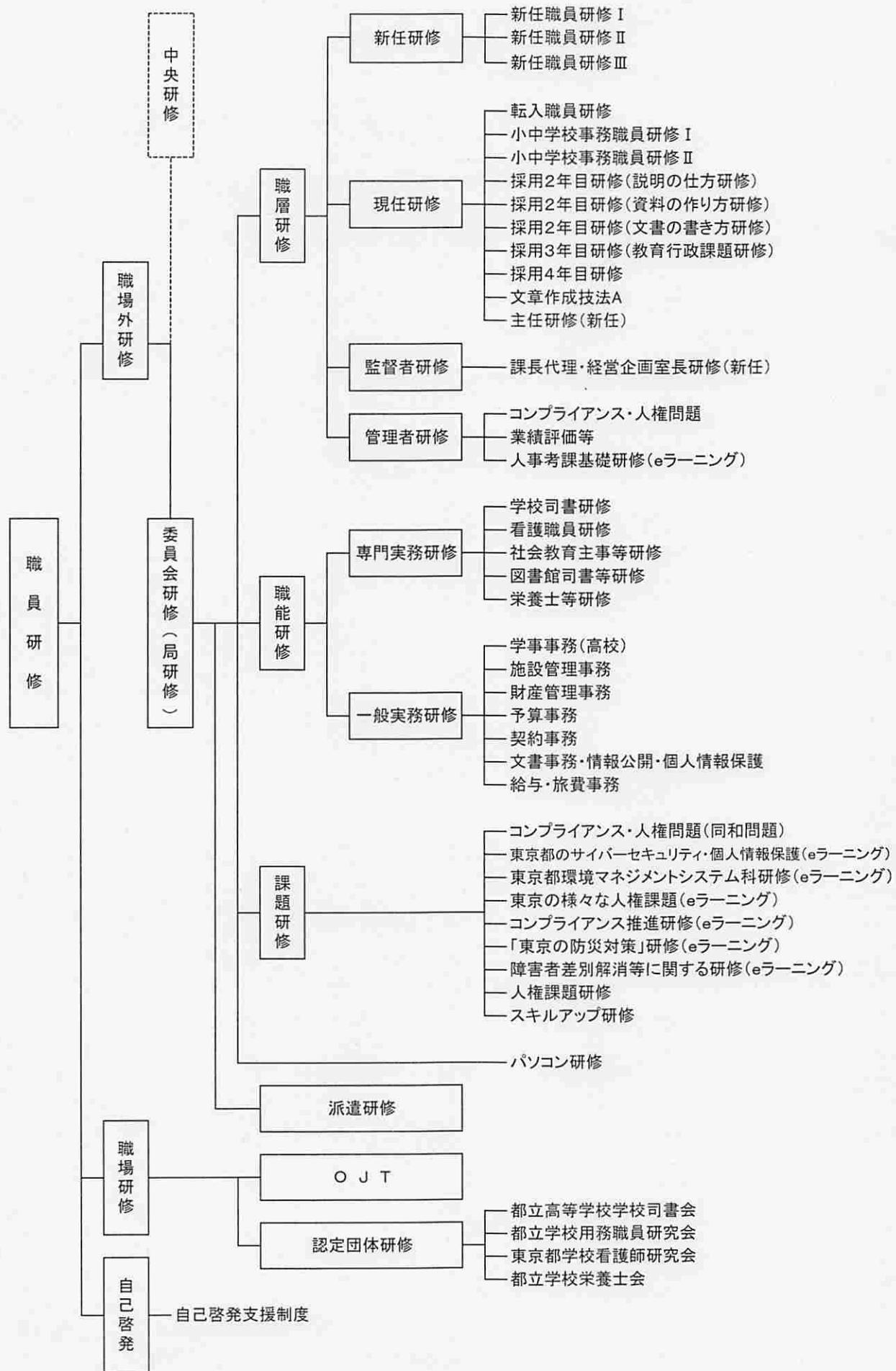
- 1 社会の変化に対応できる豊かな創造力、柔軟な問題解決能力及びそれを実現する積極的な行動力を養う。
- 2 職務遂行に必要な実務能力、公正で的確な判断力の向上を図る。
- 3 時代の状況や教育行政を取り巻く環境の変化を察知及び理解し、コスト意識や経営感覚を持って職務の遂行に当たる職員を養成する。
- 4 広い視野に立った知識と教養を身に付け、人権尊重の理念を持った職員を養成する。

2 研修の実施方針

- 1 研修の実施に当たっては、「東京都職員人材育成基本方針」（平成18年3月策定）、「教育庁人材育成基本方針」（平成19年7月策定）、「都庁組織・人事改革ポリシー」（平成27年3月策定）、「東京都人事交流指針」（平成30年7月策定）及び「東京都職員研修基本計画」（令和3年2月策定）の趣旨を踏まえるとともに、局研修の役割と機能を十分に考慮し、職員の職務能力の向上に資するよう努める。
- 2 研修においては、職員が各職層において求められる知識及び能力を身に付けられるよう、多様な研修機会の提供に努める。また、教育庁の行政課題について理解を深められるよう効果的な研修機会の提供に努める。
- 3 ベテラン職員の大量退職に伴う新規採用職員や転入職員の増加に対応し、実務能力の強化を図るとともに、都立学校における経営企画機能の充実を図るために実務研修を実施する。
- 4 若手職員の問題解決能力、政策立案能力及び職員としての意識の向上を図るため、新規採用から主任級職昇任時までの研修を重点化して実施する。
- 5 都として重点的に対応すべき課題及び教育行政上の重要課題については、課題研修や職層研修において対応する。特に、都職員として求められる高い使命感・倫理観・仕事に向き合う姿勢といった公務員の原点についての意識を高める必要がある。このため、汚職等非行防止の観点のみならず、法令等の遵守及び業務改善に向けた取組の実施といった観点に関する職員の意識啓発を行うために、コンプライアンス・人権問題（同和問題）等を悉皆（しっかり）研修として実施する。
- 6 人材育成の基本はOJTであることから、各職場のOJT推進を図っていく。研修を通じて、働き方改革や仕事を進める上で遵守すべき規範、自発的な業務改善への取組等、必要な視点について職員へ啓発を行う。
- 7 事務処理の効率化・適正化を推進するため、実務に即した内容の多様なパソコン研修を実施する。
- 8 研修にeラーニングを取り入れ、職務の実情に合わせた研修受講による職員の負担軽減を図る。
- 9 職務の能率及び質の向上に資する知識及び能力の習得を促進するとともに、主体的な能力開発に対する意欲の向上を図るため、自己啓発の支援を行う。
- 10 職場外の研修機関で集合的に学ぶ「Off-JT」、職場での日常の職務遂行を通じて学ぶ「OJT」、自ら学ぶ「自己啓発」を相互に連携させて、総合的な能力開発が行われるよう研修を実施する。
- 11 職員が業務に負担なく研修に参画できるように、OJTとOff-JTで実施るべき内容

を区別するなど、現状の課題に対応した研修内容に精選するとともに職員が業務に専念できる環境整備を推進する。

3 行政職員研修体系



4 行政職員研修の概要

1 新任研修

教育行政や学校に関する諸制度の概要及び職務遂行上必要な基本的知識を付与し、職場への早期適応を図る。また、新規採用職員としてOJTを受ける側の心構えを学ぶとともに、自己啓発活動への意識向上を図る。

2 現任研修

- (1) 職員の視野の拡大、職務遂行能力及び資質の向上を図るとともに、都政や教育行政の課題等について最新の情報を提供し、政策への理解や自己啓発の促進を図る。
- (2) 職層に応じた人材育成の観点から、昇任時等の研修のほか、教育行政に関する知識を付与するとともに、局事業における課題解決に取り組むことで自らの職務の意義と都政への理解を深めさせる「教育行政課題研修」を実施する。また、習得すべきスキルに係る研修を充実させ、若手職員を中心とした人材育成を強化する。

3 管理者研修・監督者研修

- (1) 管理・監督者の行政課題への認識を深めるとともに、部下職員の育成及びOJTの推進・定着に資する研修を実施する。
- (2) 各職場のOJTの定着化・活性化に資するよう、特に新任課長代理級職員を対象に部下職員の指導・育成に関するスキルの習得や課長級職の補佐役として、職場のマネジメント能力の向上を図る悉皆(しっかり)研修を実施する。

4 実務研修

- (1) 教育庁及び都立学校の事務事業遂行に必要な実務知識を習得する研修を実務研修として実施する。小中学校に共通する事務については、小中学校に勤務する都費負担事務職員が受講できる講座を設ける。
- (2) 都立学校の経営企画機能の強化及び能力の向上に必要な研修を実施する。
- (3) 学校司書、看護職員等について、専門職としての職務遂行に必要な知識を習得する研修を実施し、資質の向上を図る。栄養士、図書館司書、社会教育主事等については、所管部署において、実務に即した専門研修を実施する。

5 課題研修

- (1) 人権に関する様々な課題への理解を深めるために、「東京都人権施策推進指針」（平成27年8月改定）や人権を取り巻く環境を踏まえ、同和問題や男女平等推進、障害を理由とする差別の解消、ハラスメント防止、性自認や性的指向に対する理解促進等の課題に対応する研修を適切に実施する。特に、課題研修「コンプライアンス・人権問題（同和問題）」を悉皆(しっかり)研修として計画的に実施し、職員のモラル向上と人権意識の高揚を図る。
- (2) 汚職等非行防止を徹底し、さらにコンプライアンス意識をより一層強化するため、課題研修「コンプライアンス・人権問題（同和問題）」を全職員を対象として実施する。
- (3) 個人情報保護の遵守を徹底するために、個人情報保護の重要性及び保有個人情報の適正管理に関する理解を図る「個人情報保護」及び、サイバーセキュリティの重要性について理解を図る「東京都のサイバーセキュリティ」を実施する。
- (4) 東京都の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動の適切な実施に資するため、「東京都環境マネジメントシステム研修」を実施する。
- (5) 公務員としての使命や倫理観を再確認させ、職員の意識改革を促進するための研修や都政への対応力向上を図る研修を実施する。

6 パソコン研修

パソコンの基本操作から表計算やデータベースを用いた応用操作まで、円滑な事務処理を進めるための多様な講座を設ける。

7 派遣研修

- (1) 高度又は広範な専門知識を習得できるよう、国や民間専門機関の研修会、講習会に職員を派遣する。
- (2) 学校の管理運営、教育課題等に関する高度・専門的な知識を習得し、各地域の中核となる職員を育成するため、国等の研修会に職員を派遣する。

8 自己啓発支援制度

職員が勤務時間外に行う資格取得及び講座受講にかかる経費を支援する。

第6 施設等

1 定数及び現員

令和3年4月1日現在

		部長		課長		教員系					行政系								
		教	行	教	行	主任	統括 指導 主事	指導 主事	課長 代理	研究 生	会計年 度任用 職員	課長代理	主任	主事	課長代理	主任	主事		
総務課	定数	1		1								3	5						10
	現員	1		1								2	3	3	1			1	9
企画課	定数		1									1	1						3
	現員		1			2	3		2	2	1				1				20
教育 経営課	定数	1		1								1	1						4
	現員	1		1		3	7	1	2	13				1				1	31
授業力 向上課	定数		1																1
	現員		1			3	9	1	4	33									53
専門教育 向上課	定数		1																1
	現員		1			3	10		5	3									23
教育 開発課	定数		1		1							1							3
	現員		1		1	5	12		4	23	1								48
定数	1	1	4	2	1	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0	0	22	
現員	1	1	4	2	1	16	41	2	17	74	4	3	3	2	1	0	2	196	

2 施設概要

区分	延床面積	研修室	その他の主な施設
屋上	291m ²		アンテナ塔、EV機械室
8階	1,169m ²	9室	
7階	1,159m ²	4室	教育開発課
6階	1,159m ²	9室	講師控室
5階	1,159m ²		授業力向上課、東部学校経営支援センター
4階	1,159m ²		企画部長室、企画課、専門教育向上課 会議室、印刷室、資料室
3階	1,173m ²	ICT研修室 理科室	教育経営課、教育開発課 保健室、人権教育資料室
2階	311m ²		ピロティ
1階	3,543m ²	2室 理科室	所長室、研修部長室、総務課、教育資料閲覧室、防災センター 講師控室
地下1階	2,285m ²		総務部分室、総務課分室、印刷室 電気室、機械室
地下2階	3,619m ²	4室	視聴覚ホール、講師控室
計	17,027m ²		

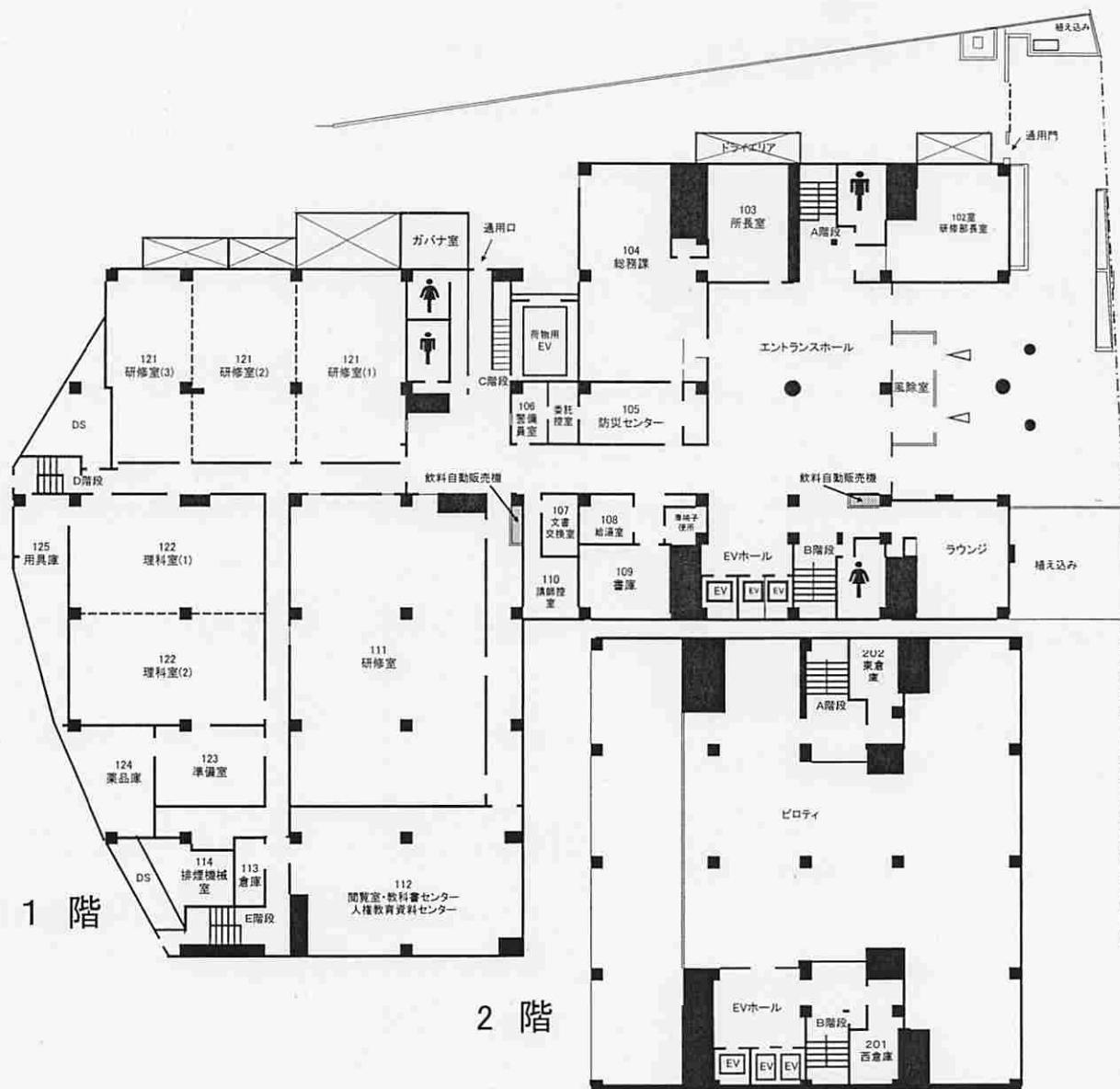
3 東京都教職員研修センター フロア一図

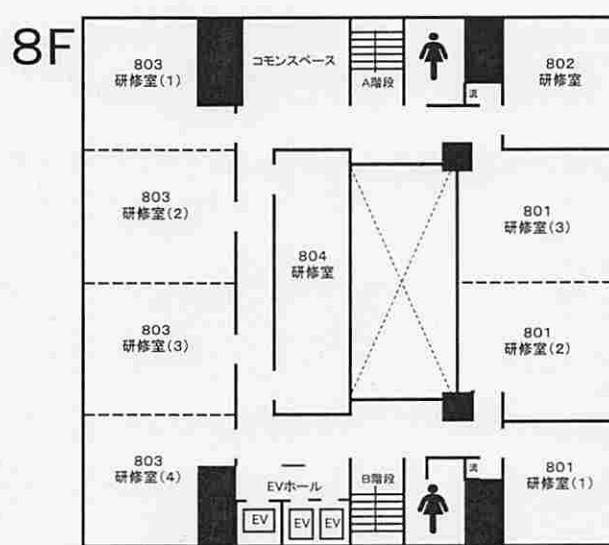
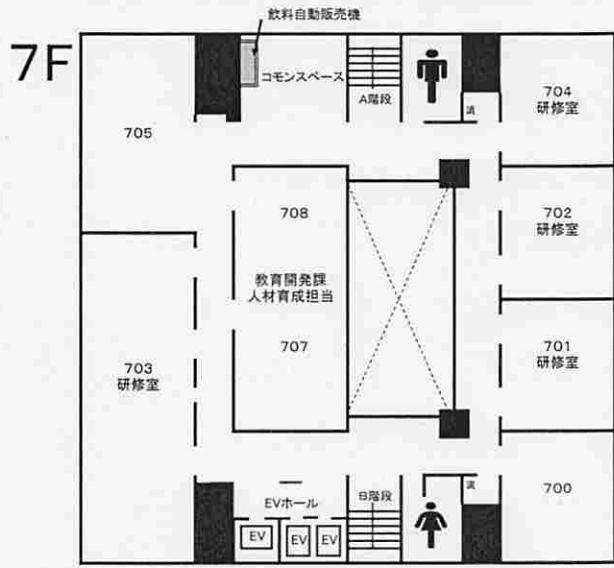
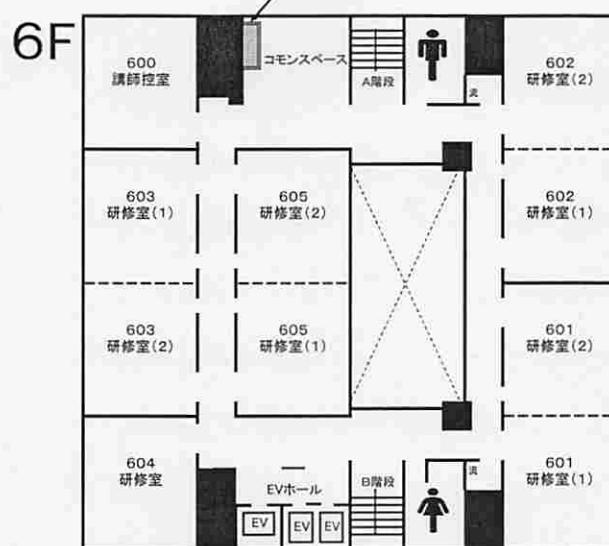
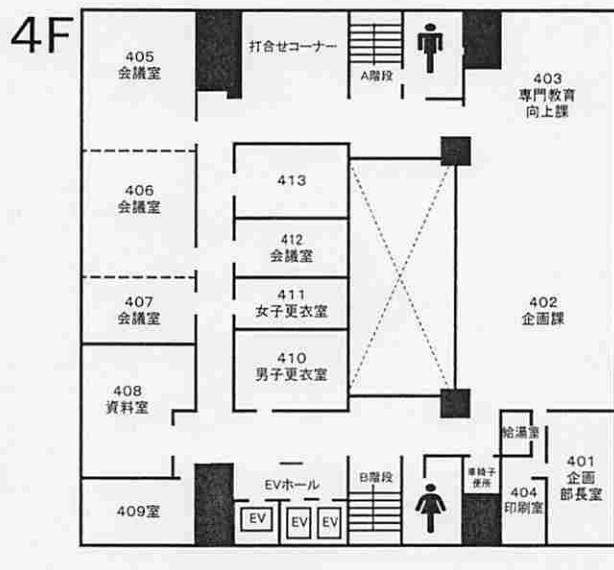


地下1階



地下2階

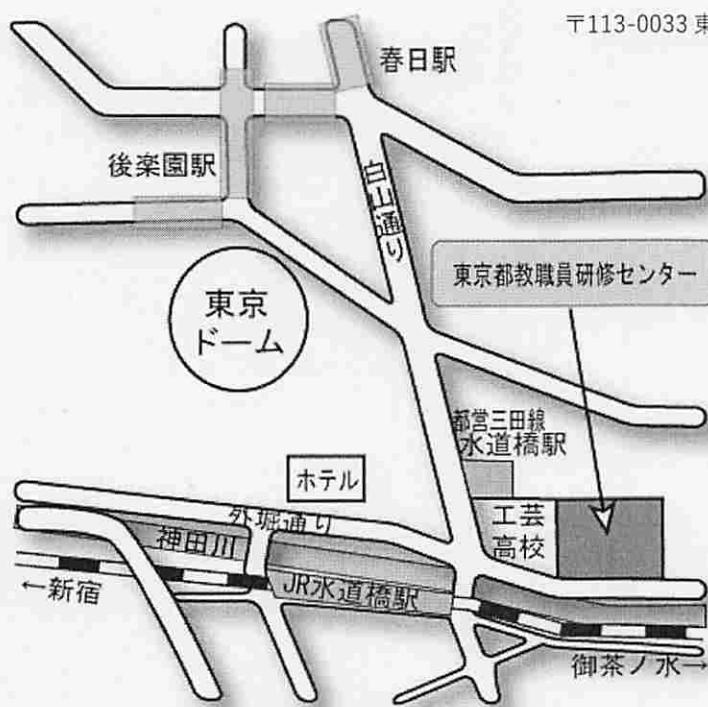




4 沿革

- 昭和 14 年 6 月 前身の東京市教育局教育研究所が発足した。
- 昭和 29 年 5 月 東京都立教育研究所を設置した。
- 昭和 41 年 1 月 目黒区に新研究所の建物が竣工し、移転した。
- 昭和 62 年 4 月 東京都立多摩教育研究所を設置した。
- 平成 8 年 4 月 東京都総合技術教育センターを設置した。
(旧都立工業技術教育センター及び旧都立情報処理教育センターの統合)
- 平成 13 年 3 月 東京都立教育研究所、東京都立多摩教育研究所及び東京都総合技術教育センターを廃止した。
- 平成 13 年 4 月 研修・研究事業を一元化し、研修体系と内容の整備を進め、学校教育を充実・向上させる教職員の育成を期して、平成 13 年 4 月、新たに東京都教職員研修センターを発足させた。
新たに行政職員研修事業の移管を受けた。分館（文京区）を置いた。
- 平成 18 年 4 月 研修・研究事業の一層の充実を図るため、東京都教職員研修センターを組織改編し、文京区（現在地）へ移転した。分館を統合した。
- 平成 28 年 7 月 都立多摩図書館の移転に伴い立川分室を閉室した。

5 アクセス



〒113-0033 東京都文京区本郷 1-3-3

電話 03(5802)0201

FAX 03(5802)0333

J R 総武線「水道橋」 東口

徒歩 3 分

都営三田線「水道橋」 A 1 出口

徒歩 2 分

東京メトロ丸ノ内線・南北線「後楽園」

徒歩 8 分

都営三田線・大江戸線「春日」

徒歩 8 分

東京都教職員研修センターホームページ
<http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都教職員研修センターツイッター
Twitter @tokyoiku_kensyu

6 東京都教職員研修センター Twitterについて

1 東京都教職員研修センターの Twitterについて

東京都教職員研修センターでは、Twitter @tokyoiku_kensyu（東京都教職員研修センター）による情報発信を行っています。主な内容は、以下のとおりです。

（1） 次に掲げる情報を要約又は補足する等、関連する情報であって、ツイートすることが都民への広報に効果的であると認められる情報

- ア 東京都教職員研修センターが報道発表した情報
- イ 東京都教職員研修センターがホームページに掲載した情報
- ウ 東京都教職員研修センターが発行する広報用印刷物に掲載した情報
- エ その他、東京都教職員研修センターの研修等に関する情報

（2） 緊急に研修受講者等へ周知することが必要と認められる情報

リプライ（返信）については、対応いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

御質問がある方は、東京都教職員研修センターホームページからメールによりお問い合わせください。

2 アカウントについて

- ・東京都教職員研修センターのアカウントは @tokyoiku_kensyu です。お間違いのないよう御注意ください。

- ・なお、このアカウント運営に当たって、東京都教職員研修センターではアカウントポリシーを定めています。このアカウントポリシーは、事前に予告なく変更することもありますので御了承ください。

7 東京都教職員研修センター Twitter アカウントポリシーについて

1 アカウント運用における基本方針

- ・本アカウントについては、東京都教職員研修センターが管理及び運用します。
- ・本アカウントでは、東京都教職員研修センターが実施する研修等に関する情報や、東京都教職員研修センターで必要があると判断した情報について、担当者が必要に応じてツイートします。
- ・本アカウントへのリプライ、ダイレクトメッセージには、対応しておりませんので、あらかじめ御了承ください。御質問がある方は、東京都教職員研修センターホームページからメールによりお問い合わせください。
- ・本アカウントでは、都立学校、東京都教育委員会、東京都、国、地方公共団体又は公共性の高い機関のツイートに限り、必要に応じリツイートします。
- ・本アカウントのツイートでは、字数の関係でやむを得ない場合等に URL 短縮サービスを利用します。

2 フォローに関する方針

- ・都立学校、東京都教育委員会、東京都、国、地方公共団体又は公共性の高い機関のアカウントについて、担当者が必要に応じフォローします。
- ・それ以外のアカウントについては、フォローしません。

3 運用ポリシーの変更について

- ・本アカウントの運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。

令和3年度 事業概要 東京都教職員研修センター

担当課 東京都教職員研修センター企画部企画課
所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷1-3-3
電 話 03-5802-0266
FAX 03-5802-2077
E-mail SO200328@section.metro.tokyo.jp
ホ-ムペ-ジ <http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.lg.jp/>